

内閣参質一九六第一四七号

平成三十年六月二十九日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長 伊達忠一殿

参議院議員糸数慶子君提出辺野古新基地建設に伴う調査により明らかになった大浦湾の軟弱地盤に関する
質問に対し、別紙答弁書を送付する。

○

○

参議院議員糸数慶子君提出辺野古新基地建設に伴う調査により明らかになった大浦湾の軟弱地盤に関する質問に対する答弁書

一について

衆議院議員赤嶺政賢君提出辺野古沿岸域における活断層の存在の可能性に関する質問に対する答弁書
(平成二十九年十二月十五日内閣衆質一九五第九一号)六についてでお示しした「シユワブ(H26)ケーソン新設工事(2工区)」、「シユワブ(H26)中仕切岸壁新設工事」、「シユワブ(H26)ケーソン新設工事(1工区)」、「シユワブ(H29)土質調査(その1)」及び「シユワブ(H29)土質調査(その2)」については、いずれも、履行期間又は工期を平成三十一年三月三十一日まで延長する契約変更を行っているところである。

二について

お尋ねについては、一についてでお示ししたいずれの業務又は工事におけるものについても、現在、調査を実施中であることから、お答えすることは困難である。

三について

お尋ねの「ケーソン護岸（C―1からC―3、係船機能付護岸、隅角部護岸）の実施設計」に関して、これまでに締結している委託契約について業務名ごとに履行期間をお示しすると、次のとおりである。

シユワブ（H25） 埋立設計 平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで

シユワブ（H27） 土木その他設計 平成二十八年三月三十一日から平成三十年三月三十一日まで

シユワブ（H29） 土木設計 平成二十九年十月一日から平成三十年三月三十一日まで

シユワブ（H29） 土木その他設計 平成三十年三月七日から平成三十一年三月三十一日まで

また、お尋ねの「成果物」については、公開の求めがあつた場合には、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）等に基づき、適切に対応することとなるものである。

四について

お尋ねの「委託業務の受注者に提示した各設計土層の厚さ、N値等の土質条件」の意味するところが必ずしも明らかではないが、三についてでお示しした各業務の受託者に対しては、「シユワブ（H25）地質調査（その2）」及び「シユワブ（H26）地質調査」の調査結果を提示している。

五及び六について

「シユワブ（H25）地質調査（その2）」及び「シユワブ（H26）地質調査」のいずれの報告書においても「今後も調査・試験等が多く実施されることが考えられ、今回の結果及び今後の調査結果を含めて、総合的にせん断強度等を設定することが非常に重要である」とされているところであり、キャンプ・シユワブ水域内名護市辺野古沿岸域における地盤の強度等については、一についてでお示しした業務又は工事において現在実施している調査の結果等を踏まえ、総合的に判断することとしている。

